

平成17年(ワ)第87号 遺伝子組換え稲の作付禁止等請求事件

原 告 山田稔外14名

被 告 独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構

答 弁 書

平成18年2月1日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目4番1号東海堂銀座ビル7階

中島・宮本・畑中法律事務所(送達場所)

電 話 03-5537-7878 F A X 03-5537-7879

被告代理人 弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本答弁書の概要

- 1 原告は訴状において、本邦における科学技術開発の安全性の確保、法規制等について縷々主張を展開するが、その多くは無関係な余事記載と思料する。

そこで、本答弁書においては、まず、被告と原告らの一部との間で本件と同様の争点に関し既に争われた「遺伝子組換え稲の作付け禁止等仮処分

事件」の経緯並びに原審である新潟地方裁判所高田支部による決定及び抗告審である東京高等裁判所による抗告決定等の認定、判断を摘示し、次いで、本件訴訟における原告の主張を法律的に整理し、その問題点を指摘する。その上で、被告が、平成16年11月17日に農林水産大臣及び環境大臣に対して申請したカラシナのディフェンシン遺伝子をイネに遺伝的に組み込み耐病性を付与することを企図したイネ（原告らにならい以下、「GMイネ」という。）の野外栽培実験（以下「本実験」という。）の意義、概要及び有用性を示すとともに、被告による本実験が関係法規全てを誠実に遵守し且つ公開説明会等を経て適法に実施されていることを詳述する。

第3 「遺伝子組換え稲の作付け禁止等仮処分事件」の経緯及び認定・判断

1 経緯

訴状当事者目録記載の原告のうち、原告1、2、4、5、7ないし10及びその他4名（以下「原告（旧債権者ら）」という）は、平成17年6月24日、新潟地方裁判所高田支部に対し、「被告は被告北陸研究センターにおいてデフェンシン遺伝子を組み込ませた稲を試験作付けしてはならない」旨の仮処分申立（新潟地方裁判所高田支部平成17年（ヨ）第9号）をした。

その後、当該仮処分申立事件は、平成17年8月上旬に、原告（旧債権者ら）が別途被告に対して申し立てた上記仮処分申立事件と同様の事件である同支部平成17年（ヨ）第10号事件と併合審理され、平成17年8月17日、「本件仮処分命令申立てをいずれも却下する」との決定がなされた（乙1）。

これに対し原告（旧債権者ら）は、東京高等裁判所に対して即時抗告（平成17年8月18日付）を申し立て、東京高等裁判所は、平成17年10月12日、当該即時抗告に対して抗告棄却の決定を下している（乙2）。

その後も原告（旧債権者ら）は、東京高等裁判所に対し、許可抗告（平

成17年10月18日付)を、最高裁判所に対し特別抗告(平成17年10月18日付)を申し立てたが、東京高等裁判所は前者に対して平成17年11月7日、抗告を許可しないとの決定を、最高裁判所は後者に対して平成18年1月16日、抗告を棄却するとの決定を下した(乙3、乙4)。

2 原審決定の認定及び判断

原審である新潟地方裁判所高田支部は、上記仮処分申立てに対し、その決定書の中で、「債務者(被告。以下同じ)が現在計画し、その実施を進めている本件GMイネ開発計画の趣旨・目的、その有用性や必要性については一応肯認することができ、また、本件野外実験自体は、法で定められた所定の手続を経て、学識経験者の意見を聴取した上、パブリックコメントの手続を経た後、農林水産大臣や環境大臣の承認を得て実施されているものであって、手続的には何ら違法の点は認められない」と判断し、さらに、「本件GMイネは、いまだ商品として認可されて一般の市場に出回っているわけではなく、あくまで将来の商品化に向けて、その安全性等に関する調査・研究等が行われている段階にすぎず」と認定し、「直ちに同債権者らに明確かつ具体的な損害が発生しているとか、その蓋然性が極めて高いとする疎明は不十分であるといわざるを得ない」との判断を下した(乙1)。

3 抗告審決定の認定及び判断

抗告審である東京高等裁判所は、原告(旧債権者ら)の即時抗告の申立てに対し、①GMイネが近隣水田のイネと交雑する可能性はない、②耐性菌が出現する可能性は低い、と判断し、原告(旧債権者ら)の即時抗告を棄却した(乙2)。

なお、東京高等裁判所は、原告(旧債権者ら)の許可抗告の申立てに対し、最高裁判例等と相反する抗告審判断の不存在を理由に当該申立てを許可し

ないとの決定を下した（乙4）。

4 最高裁判所における判断

上訴審である最高裁判所は、原告（旧債権者ら）の特別抗告の申立てに対し、原告（旧債権者ら）の主張に憲法違反が存在しないことを理由として全員一致で当該申立てを棄却した（乙3）。

第4 原告の法的主張の整理及び問題点

- 1 原告の主張を法律的に整理すると、被告の本実験が「カルタヘナ法に実体的にも手続き（原文ママ。以下同じ。）的にも違反」し、「コメ生産者に直接の被害を与えるばかりでなく、安全なコメを選択して食するという一般消費者の権利（人格権）も侵害するものであって違法である」ということになると思われる。
- 2 しかしながら、そもそもカルタヘナ法等に違反するとの原告主張は後述のとおりいずれも事実と異なる。被告は関係法規の全てを誠実に遵守している以上、本実験に関し違法性はない。さらに、原告の主張には以下の問題がある。

（1）侵害利益

原告の上記「安全なコメを選択して食するという一般消費者の権利（人格権）」を善解すると憲法第13条に根拠を求めているようにみえるが、当該条項は本来的及び性質上、私人間に適用がなく、また仮に私人間適用がありうるとしても、その要件や有効射程について一切議論をしておらず、そもそも適用の前提を欠く。

仮に、原告の主張が民法等に基づくものであるとしても、そもそも被告の実施する本実験は、後述のとおり、カルタヘナ法等に準拠している適法な行為であり、本実験が差し止められるべき理由も根拠も見当たらない。

（2）損害

原告は、訴状において「農業従事者としての生産基盤を一挙に失わせ、回復不能の損害を蒙らせるおそれに直面して」いる、「コメの安全な生産、地球環境の保全、生物多様性の維持等について強い危惧を覚えて」いると主張するが、単なる推測及び主観的危惧に基づくだけの主張であり、損害の発生につき具体的適示がなされておらず、法律上有効な主張としては到底認めがたい。

(3) 因果関係

「本件圃場の近隣でコメを生産・出荷し生計を立てている」訴状当事者目録記載の原告1ないし3所有の水田等は、被告の本実験場からはるか遠方に存在するものであり、本実験と損害との間の因果関係につき、何ら科学的且つ理論的な主張がなされていない。

また、訴状当事者目録記載の原告4ないし15には、東京、千葉の「コメ消費者」が含まれており、中にはハンガリー共和国にその住居地をおく者も含まれている。これらの者に関しては、はるか遠方に居住する者が、なぜ新潟県で実施される本実験により精神的損害を受けるのか不明であり、損害の発生及び因果関係を認めることは到底できない。

(4) 小括

従って、訴状第2の6(4)①「(本実験が) カルタヘナ法に実体的にも手続き的にも違反する瑕疵があるばかりでなく、この瑕疵は、現実には、生態系に重大な影響を及ぼす可能性を有している。」及び同②「安全性審査を受けていない本GMイネと周辺栽培イネとの交雑は、原告らはコメ生産者に直接の被害を与えるばかりでなく、安全なコメを選択して食するという一般消費者の権利(人格権)も侵害するものであって違法である。」との主張は強く否認する。

さらに、原告は、訴状第2の6(1)⑤において「本件栽培実験に関し、

原告らが指摘し、危惧する生物多様性に対する影響については、開発者たる被告らが、指摘された事実の不存在を証明する責任を追っているというべきである。」と主張する。

仮に、原告の上記主張が民法709条不法行為に基づく損害賠償請求であるならば、「相手方の故意または過失を主張してその責任を問わんとする者は、法律に特別の規定がある場合を除き、主張者から証拠を挙示すべきである（大判明38. 6. 19民録11-992）」との確立した判例が示すように、原告の主張する事実の存在につき、原告において主張・立証を行うべきことは明白且つ当然のことであり、この点においても原告の主張は的を得ないものであることが明らかである。

第5 被告の主張

1 被告について

- (1) 被告は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化を担い、また、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行う独立行政法人である。
- (2) 被告の平成17年における重点的な研究目標としては以下のとおりである（以下、乙6）。
 - ①「需給のミスマッチを解消し、先進的な水田農業経営を支える技術開発」として多収且つ高品質な飼料イネの栽培技術や高品質なムギ品種の育成、安定したダイズ生産技術の開発等。
 - ②「重要形質の改良にかかる難関を突破する技術開発」として、ゲノム解析やゲノム情報を利用した畜産物の生産性・安定性の向上等。

③「循環型社会システムを実現する技術開発」として、バイオマスの多段階利用や家畜排泄物の処理と資源化技術の開発等。

④「農業生産に見られる地球環境変動の影響解明と対策技術の開発」として地球温暖化が及ぼす生産環境や生産活動への影響調査、気候変動に対応する技術の開発等。

⑤「食の安全と信頼を確保する高品質な農産物の生産・流通システムの開発」として、トレーサビリティシステムの開発や環境にやさしい安全・安心な農産物の持続的生産技術の開発等。

- (3) なお、被告の研究成果は農業技術の広い分野にわたっている。被告が研究・開発し、消費者によく知られ、世界的品種となったリンゴ「ふじ」をはじめとする果樹、稲、麦類、大豆、野菜、イモ類などの育成品種は多数にのぼる。

最近話題になったものでは、しおれにくく長持ちするカーネーション品種、おいしくて流通に適したイチゴ品種、腎臓病の患者も十分にお米が食べられる低タンパク米、ポリフェノールの一種アントシアニンを多量に含んだサツマイモやジャガイモ、電子レンジで焼き芋を作れるサツマイモなどがある。生産者の労働を軽減する田植えロボットやロングマット苗などは幾たびもマスコミで紹介されている。

また、花粉症を和らげるお茶「べにふうき」やGABAをたっぷり含んだ発芽玄米の製造法も被告が開発したものであり、鳥インフルエンザやBSE（牛海綿状脳症）など人畜共通病害の診断技術の開発については被告が本邦における研究の中心を担っている。

さらに、食用油のバイオディーゼル燃料化技術、燃料用エタノールの製造に適したさとうきびの育成などは、今後、地球温暖化防止に貢献すると期待されている状況である。（以上乙5ないし乙8、乙12）

2 本実験の概要・必要性・有用性

(1) 本実験の概要

① 本実験の目的

良食味で複合病害抵抗性を持つ水稻を育成するため、水稻品種「どんとこい」にアブラナ科の野菜カラシナの遺伝子を導入した組換えイネの特性を調査することを目的とする。

② 使用されるイネ

すでに隔離温室内で法令にもとづく生物多様性影響評価を終了し且つ厚生労働大臣および農林水産大臣から第 1 種使用規程の承認を受けた 5 系統の GM イネを使用する。

③ 実験工程

- a 法令の基準に従って設置された隔離圃場（全面金網フェンス囲い）の中に約 4 アールの栽培実験区を設け、このうちの約 1 アールに組換えイネを栽培する。
- b 野外水田圃場条件での組換えイネの生育、いもち病抵抗性、白葉枯病抵抗性を調査し、さらに試験用種子を採取する。
- c 生育調査については種苗法の審査基準に従って評価を行い、いもち病抵抗性と白葉枯病抵抗性の調査については通常の品種育成試験で行われている接種試験により抵抗性の強弱を評価する。
- d また、隣接する区画に指標水稻品種（非組換えイネ）を栽培し、根圏土壌微生物相について組換えイネとの比較を行うと共に、圃場での越冬性の調査を行う。
- e 栽培実験は 2 か年実施し、本年は 2 年目である。初年目に得られた結果を確認するとともに一部の系統についてはさらに詳細な評価を行なう。

④ 交雑防止措置

栽培実験の実施にあたっては農水省の栽培実験指針に従い、混入防止措

置及び花粉飛散による交雑防止措置をとる。

(2) 国家戦略における遺伝子組換え作物研究の重要性

① そもそも、科学技術基本法に基づき策定された第2期科学技術基本計画においては、「(中略) 21世紀の世界が地球規模で直面する諸問題、すなわち、人口の爆発的な増大、水や食料、資源エネルギーの不足、地球の温暖化、新しい感染症等に対処すると同時に、発展途上国を含めた世界全体の持続的な発展を実現するという困難な課題に挑戦し、人類の明るい未来を切り拓くためには、科学技術の力が不可欠である。(中略) バイオテクノロジー等の活用により良質な食料の安定的な供給が確保されること、科学技術の持つリスクが軽減されることなどを可能とすることを目指す」と記述され、バイオテクノロジーの研究開発は国家の科学戦略の大きな柱に位置付けられているところであり、また、第3期科学技術基本計画の策定に向けて、総合科学技術会議が、平成17年12月27日に行った、小泉純一郎内閣総理大臣の諮問「科学技術に関する基本政策について」に対する答申においても、「第2期基本計画において、国家的・社会的課題に対応した研究開発の中で特に重点を置き、優先的に資源を配分することとされたライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野については、(中略)、引き続き基本計画においても、特に重点的に研究開発を推進すべき分野(「重点推進4分野」という。)とし、」と明示されており、本件で被告が行っている実験は、かかる国家戦略に基づき実施されているものである。

② すなわち、遺伝子組換え作物の研究は総合科学技術会議(内閣総理大臣を議長とする科学技術政策の最高機関)でも重点化され、食料・農業・農村基本計画に位置づけられており、政府として推進している我が国の農業の将来、さらに言えば世界の食料問題に対する課題の克服という目的をも有する価値ある研究であることは公知である。

- ③ そして、上記理念に則り、農林水産研究基本計画の中で、「遺伝組換え技術の実用化に向けた新形質付与技術の開発」が明確に示されており、農林水産省所管の独立行政法人として研究の一翼を担う債務者の本実験もこのような開発の一環として、国家プロジェクトとして遂行しているものである。

(3) 本実験の有用性

- ① いもち病は全国で恒常的に被害が発生している国内の最重要病害であり、2005年では水稻作付面積（170.6万ha）の約1.5割（26.6万ha）で被害が発生している。ちなみに2005年の葉いもち（葉に症状が発生するいもち病）に対する防除面積は延べ129万ha、発生面積は30.6万ha、穂いもち（穂がいもち病で枯損するいもち病）はそれぞれ延べ140.7万ha、17.1万haである。また、病害防除に要する農薬のコストは495.2億円（2005年）、いもち病防除のためのコストは405.3億円（2005年）にものぼり、薬剤を撒布する労力や機械の経済的負担も大きい。
- ② このように日本のイネ栽培では病害対策に多額のコストをかけているが、本実験は、いもち病による生産減少を回復し、生産者の所得向上を図るとともに、いもち病対策として現在散布されている農薬の散布量を減少させることで消費者の健康維持に寄与する技術開発であり、わが国農業、ひいては国民生活の向上に大きく貢献しようとするものである。すなわち、GMイネの本実験により開発されるべき新たなイネは、多量の農薬散布が必要な我が国農業を改善し、農薬使用量を減らし、環境に負荷のかからない安全な農業を確立するために不可欠なものである。
- ③ そして、本実験は隔離圃場条件下で耐病性評価・生育評価・生物多様性影響評価及び採種等を行うもので、耐病性GMイネ開発に必須の過程である。

- ④ さらに、本技術は他の作物についても適用できる可能性が高いと考えられているが、薬剤散布が十分に効果のない病害（例えば有毒成分を作る小麦赤かび病など）の克服という農学的課題に大きな貢献が期待されているのであり、この点で農学全体としても非常に大きな期待を担った実験である。

(4) 研究の遅延と実用化の遅延による国家的損失

- ① GMイネの温室内での実験は、上越地域での積雪期でも研究内容によっては可能であるが、野外隔離圃場での試験は1年に1回しかできない。野外隔離圃場での実験が禁止されれば、確実に研究が1年遅れることになりそれは、実用化に向けた研究の遅延を意味する。
- ② 病害抵抗性遺伝子組換え体の研究は、現在、多国籍企業の支援を背景にベルギー、韓国、オーストラリア等の研究機関でしのぎを削る国際競争が展開されている。
- ③ このような状況下において、もし本実験が禁止されるならば、本邦における当該研究が大幅に遅れることになり、近い将来、他国による品種登録、特許などの知的財産権の独占を招き、この結果、国家財産の損失は計り知れない。

3 本実験が関係法規すべてを遵守して行われており、法的根拠を有すること

- (1) 本実験にかかわらずあらゆる遺伝子組換え実験に関する規制については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、本法律は、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に基づくことから「カルタヘナ法」という呼称されるので、ここでも本法律についてはカルタヘナ法という。）の形ですでに立法がなされ、規制が行われているところである。
- (2) すなわち、本実験はカルタヘナ法に基づき農林水産大臣及び環境大

臣の承認を得た第1種使用規程にしたがって実施される実験（隔離圃場栽培実験）である（乙14）。なお、承認に当たっては、学識経験者の意見を聴取し、パブリックコメントの手続も経るなど、十全な手続保障がなされている。本実験の目的は圃場条件下で耐病性や正常な生育を確かめ、土壌微生物などに対する影響等を調べ、研究を継続するための採種を行うものである。

- (3) なお、本実験は、「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針（平成16年2月24日付け15農会第1421号農林水産技術会議事務局長通知。以下「指針」という。）を遵守して実施する予定であるところ、本年の指針では、GMイネと同種栽培作物等との隔離すべき距離が「30メートル」に変更される予定であるのに伴い、被告は、当該変更に従った「30メートル以上の隔離」を実施する予定である。
- (4) 従って、本実験は適法なものであり、法に適った運用している被告が、原告の主張を受忍しなければならない理由はない。
- (5) さらにいえば、そもそもカルタヘナ法においては、実験を実施する近隣への説明まで求めるものではないが、被告は、「国民の理解のもとで円滑な栽培実験が行われる」ことを求める農林水産省の定める栽培実験指針に従い、自主的に情報提供と意見交換に努めてきた（乙12、乙13）。すなわち、地元に対する説明については、別紙「遺伝子組換えイネ隔離圃場栽培実験についての北陸研究センターの広報活動」及び「遺伝子組換えイネ隔離圃場栽培実験についての北陸研究センターのホームページ」のとおり、平成16年12月以降、新潟県庁、上越市役所、地元農協、近隣農家に対して繰り返し行い、また、近隣の農家組合、町内会等に対しても同様の説明を行っている。

そして、被告は、本実験に反対する者が出席した説明会においても、反対論者の主張につき科学的なものも非科学的なものも含め漏れ

なく聴取するとともに、本実験の具体的な疑問についてはすべて誠実に回答し、被告の考え方を説明し理解を求めてきた。

(6) なお、本年においても、前年までの実績を踏襲し、積極的に情報公開を行い、公開説明会等を開催していく方針である。

(7) 以上のとおり、隔離圃場栽培実験の生物多様性影響については法律を遵守し、関係機関の承認を得ており、一般栽培イネへの影響の排除についても農林水産省の栽培実験指針に準拠したものであり、安全性における各規制はすべて遵守しているのである。したがって、本実験が違法なり不当なりとの誹りを受ける余地はまったくなく、原告は被告に対してどのような理由をもってどのような権利を主張しようとしているのか不明であり、理解が困難である。

第6 関連経緯

昨今、被告には、被告北陸研究センター等の破壊を内容とする多数の脅迫文書が投書されるという事件が続発している。捜査機関の情報によると、新左翼過激派を名乗る団体の関与等が疑われるとのことである。

しかしながら、被告としては、上記必要性及び有用性を有する本実験について関係法規すべてを遵守し、且つ国民に対する十分な説明義務を果たし、さらには情報公開についても十分な対応を行っているものであり、何ら後ろめたい点はなく、毅然とした態度で新潟県警に告訴状を提出するに至っている。

第7 まとめ

以上のとおり、本実験は、関係法規の遵守、十分な説明及び情報公開を前提に、被告の誠実な行動に基づいて行われているにもかかわらず、既に詳述したように、原告の主張は、上記第3のとおり主観的危惧に基づく一方、法的根拠を有さない主張に終始しており、被告としては答弁について困惑さえ覚える状況にある。

そもそも上記第3の1記載の仮処分事件において本件紛争は4カ月に及ぶ双方の十分な攻撃防御を経て既に解決済みである。それにもかかわらず、当該仮処分事件の至当な結論を蒸し返すかのごとき本件訴訟について被告は至極当惑しており、一刻も早い棄却判決を賜りたく思う次第である。

以上

別紙

遺伝子組換えイネ隔離圃場栽培実験についての北陸研究センターの広報活動

年 月 日	概 要	(場所)
平成16年 12月 24日	新潟県農林水産部農業総務課政策室及び農産園芸課に隔離圃場栽培実験の概要の説明	(新潟県庁)
平成17年 1月 6日	JAえちご上越に隔離圃場栽培実験の概要の説明	(JAえちご上越)
平成17年 1月 7日	新潟県上越地域振興局農林振興部(中頸城農業改良普及センター 普及課)に隔離圃場栽培実験の概要の説明	(県上越地域振興局)
平成17年 1月 24日	上越市役所 創造行政研究所企画課、健康づくり推進課、環境企画課、産業推進課、農林水産課に隔離圃場栽培実験の概要の説明	(北陸研究センター)
平成17年 1月 25日	JA新潟中央会農業対策部、JA全農にいがた米穀部に隔離圃場栽培実験の概要の説明	(JA新潟中央会)
平成17年 2月 7日	上越食料農業農村議員連盟所属19議員が北陸研究センターを視察。最近の研究成果の紹介および隔離圃場栽培実験の概要の説明、隔離圃場の視察。	(北陸研究センター)
平成17年 3月 26日	上越市主催「食の安全・安心シンポジウム」にて食の安全の考え方について説明し、遺伝子組換え作物を用いた食品にも言及。	(上越市リージョンプラザ)
平成17年 4月 11～13日	近隣町内会長:説明会の開催連絡・実験説明・回覧依頼。	(北陸研究センター)
平成17年 4月 13日	近隣農家組合長に説明会案内の郵送。	(北陸研究センター)
平成17年 4月 14日	説明会開催連絡:上越市役所、上越市記者クラブ、上越ケーブルテレビ、上越タイムス、上越よみうり	
平成17年 4月 15日	上越市広報「広報じょうえつ」で説明会案内を掲載。	(上越市役所)
平成17年 4月 21日	JAえちご上越 説明会の案内。	(JAえちご上越)
平成17年 4月 22日	上越市役所を訪問し、説明会を案内する。	(上越市役所)
平成17年 4月 27日	上越有線放送の取材。説明会に関連して、隔離圃場栽培実験と組換えイネについて。	(北陸研究センター)
平成17年 4月 29日	説明会開催。	(北陸研究センター)
平成17年 4月 29日	新潟日報、上越タイムス、世界日報記者取材対応:隔離圃場栽培実験について。	(北陸研究センター)
平成17年 4月 30日	近隣農家(数戸)を訪問し、説明会の開催について報告。	(北陸研究センター)
平成17年 5月 9日	上越市役所農林水産部を訪問し、説明会について報告。	(上越市役所)
平成17年 5月 9日	JAえちご上越農業協同組合を訪問し、説明会について報告。	(JAえちご上越)
平成17年 5月 10日	JA新潟中央会農業対策部・JA全農にいがた米穀部を訪問し、説明会について報告。	(JA新潟中央会)
平成17年 5月 10日	新潟県農林水産部を訪問し、説明会について報告。	(新潟県庁)
平成17年 5月 10日	BSN、TN21の取材:隔離圃場栽培実験について取材対応。	(北陸研究センター)
平成17年 5月 14日	地元選出衆議院議員に隔離栽培実験の説明。	(議員事務所)
平成17年 5月 17日	NTTテレビ新潟取材:GMイネ栽培実験について。	(北陸研究センター)
平成17年 5月 17日	朝日新聞取材:GMイネ栽培実験について。	(北陸研究センター)
平成17年 5月 18～22日	近隣農家(15戸)を訪問し、栽培実験に理解と支援を頂いた。	(北陸研究センター)
平成17年 5月 20日	JAえちご上越を訪問し、近隣農家への説明状況を報告。	(北陸研究センター)
平成17年 5月 23日	JA新潟中央会 全農副会長に隔離圃場栽培実験を説明。	(JA新潟中央会)
平成17年 5月 24日	参議院の院内集会で隔離圃場栽培実験について説明。	(参議院議員会館)
平成17年 5月 25日	カルタヘナ法に基づく第1種使用規程の承認を取得。	
平成17年 5月 27日	隔離圃場田植え計画の公表 プレスリリース・ホームページ掲載。	(北陸研究センター)
平成17年 5月 27日	上越市に隔離圃場田植え計画の説明。	(北陸研究センター)
平成17年 5月 27日	参議院議員・日本農民連盟・上越有機農業研究会・労働諸団体等に隔離圃場栽培実験の説明。	(北陸研究センター)
平成17年 5月 27日	日本農業新聞、TV各局ほかマスコミ取材対応:隔離圃場田植について。	(北陸研究センター)
平成17年 5月 30日	新潟県に田植え計画の説明	(北陸研究センター)
平成17年 5月 31日	田植え(一般公開)	(北陸研究センター)
平成17年 6月 1日	中央農研センターニュース:遺伝子組換えイネと隔離圃場栽培実験の特	(中央農研)
平成17年 6月 1日	上越市議に隔離圃場栽培実験の説明。	(北陸研究センター)
平成17年 6月 1日	上越市議に隔離圃場栽培実験の説明。	(北陸研究センター)
平成17年 6月 7日	妙高市議に隔離圃場試験の説明。	(北陸研究センター)
平成17年 6月 7日	上越ケーブルテレビジョン、新潟日報GMイネ栽培実験について取材対	(北陸研究センター)
平成17年 6月 10日	上越市農業委員会への説明。	(上越市民会館)

平成17年 6月 13日	妙高市助役他職員に隔離圃場試験の説明。	(北陸研究センター)
平成17年 6月 13日	日本消費者新聞 GMイネ栽培実験について取材対応。	(電話取材対応)
平成17年 6月 15日	新潟県食品安全条例(仮称)についての県民電子会議室に参加。	(新潟県庁ホームページ)
平成17年 6月 17日	農水省担当者現地調査に対応。その結果をプレスリリース。	(北陸研究センター)
平成17年 6月 20日	食料の安全・安定供給を目指す新潟県連絡会議幹事会にて説明。	(JA新潟中央会)
平成17年 6月 20日	新潟県農林水産部職員に隔離圃場栽培実験の説明。	(北陸研究センター)
平成17年 6月 21日	遺伝子組換えイネに関するシンポジウムにて隔離圃場栽培実験と組換えイネについて説明(新潟総合生協主催)	(新潟市レインボープラザ)
平成17年 6月 22日	JA新潟中央会組合長会に隔離圃場栽培実験を説明。	(JA新潟中央会)
平成17年 6月 25日	食の安全・安心と遺伝子組換え作物に関する勉強会。 主催:実行委員会 共催:北陸研究センター	(上越教育大学)
平成17年 6月 29日	第2回田植え(公開)。	(北陸研究センター)
平成17年 6月 29日	マスコミ各社の取材対応:隔離圃場の田植えについて。	(北陸研究センター)
平成17年 6月 29日	南魚沼市農業委員会への栽培実験の説明と隔離圃場の見学対応。	(北陸研究センター)
平成17年 6月 30日	JA農政営農担当部課長会議で隔離圃場栽培実験について説明	(JA新潟中央会)
平成17年 7月 8日	共同通信社の取材:GMイネ栽培実験について。	(北陸研究センター)
平成17年 7月 9日	JA北越後青年部勉強会の隔離圃場栽培実験の見学対応	(北陸研究センター)
平成17年 7月 11日	上越市食糧・農業・農村政策審議会委員 遺伝子組換え作物について説	(上越市民会館)
平成17年 7月 11日	全農林青年部 勉強会:隔離圃場栽培実験について	(北陸研究センター)
平成17年 7月 11日	TBSテレビ「噂の東京マガジン」事前取材への対応:隔離圃場栽培実験について	(北陸研究センター)
平成17年 7月 15日	「食の安全と安心を考える会」(長岡市主催、長岡市民大学講座)に出席し、遺伝子組換え作物について説明。	(長岡技術科学大学)
平成17年 7月 20日	「遺伝子組換え作物を考える市民のための勉強会」を開催。 共催:北陸研究センター・上越有機農業研究会。 TBS「噂の東京マガジン」取材対応	(上越市民リージョンプラザ)
平成17年 7月 21日	TBS「噂の東京マガジン」取材対応:隔離圃場栽培実験について。	(北陸研究センター)
平成17年 7月 21日	上越市内消費者の見学対応:隔離圃場栽培実験について	(北陸研究センター)
平成17年 7月 22日	石川県JA能美山上第一支店水稻部会の見学対応:隔離圃場栽培実験について。	(北陸研究センター)
平成17年 8月 1日	隔離圃場第1回稲刈り(公開)。	(北陸研究センター)
平成17年 8月 1日	マスコミ各社取材への対応:組換えイネの刈り取りについて。	(北陸研究センター)
平成17年 8月 2日	東京マイコープ(理事長、理事 その他)の見学対応:隔離圃場栽培実験について。	(北陸研究センター)
平成17年 8月 4日	県遺伝子組み換え作物のあり方検討委員会に参加。	(新潟県庁)
平成17年 8月 10日	県立新潟女子短期大学学生の見学:GMイネ栽培実験について。	(北陸研究センター)
平成17年 8月 16日	北海道新聞生活部取材対応:隔離圃場栽培実験について	(北陸研究センター)
平成17年 8月 18日	GMイネ栽培実験に対する中止の仮処分申立に対する新潟地裁高田支部の却下の裁定について記者会見(上越よみうり、上越タイムス、新潟日報、毎日新聞、BSN、TeNY、NT21、上越有線放送)	(北陸研究センター)
平成17年 8月 22日	西蒲原郡巻町の消費者に説明:遺伝子組換え作物と栽培実験	(北陸研究センター)
平成17年 8月 25日	上越市農林水産部職員に説明:遺伝子組換え作物と栽培実験	(北陸研究センター)
平成17年 8月 31日	県遺伝子組換え作物のあり方検討委員会に出席	(新潟県庁)
平成17年 9月 2日	北陸研究センター一般公開 DNA抽出実験及び隔離ほ場の説明(来場者約600人)	(北陸研究センター)
平成17年 9月 8日	神戸女学院学生への説明:遺伝子組換えイネ栽培実験等	(北陸研究センター)
平成17年 9月 8日	(株)カタログハウス取材対応:雑誌「通販生活」(雑誌「通販生活」2005冬号160頁～163頁に掲載)	(北陸研究センター)
平成17年 9月 13日	新潟県議会議員産業経済委員会視察に対し説明:世界の遺伝子組換え作物状況と遺伝子組換えイネ栽培実験等の説明	(北陸研究センター)
平成17年 9月 15日	アメリカ大使館首席農務官等の見学対応:遺伝子組換えイネ栽培実験等の説明	(北陸研究センター)
平成17年 9月 21日	北陸研究センターニュース:遺伝子組換えイネと隔離圃場栽培実験の特集	(北陸研究センター)
平成17年 9月 21日	県遺伝子組み換え作物のあり方検討委員会に出席	(新潟県庁)

平成17年 9月 26日	南魚沼市長、新潟県庁、市長会事務局への説明(農水技術会議事務局技術安全課に同行)	(南魚沼市役所) (新潟県庁) (新潟県市長会) (北陸研究センター)
平成17年 10月 3日	第2回稲刈り BSN,TNN,NT21,JCV、日本農業新聞、上越よみうり、上越タイムス、新潟日報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞への取材対応	
平成17年 10月 13日	上越市商工会(会頭)、上越市(市議、助役)JAえちご上越(理事長、理事)への説明(機構本部理事、技術安全課に同行) 遺伝子組換えイネ栽培実験と状況について説明	(上越市)
平成17年 10月 13日	高裁でのGM実験中止申立棄却について記者会見 BSN,TNN,NT21,JCV,上越よみうり、上越タイムス、新潟日報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞	(北陸研究センター)
平成17年 10月 13日	農林水産省記者クラブ 農業技術クラブの共同取材で北陸研究センターで行っているGMイネ栽培実験について説明	(北陸研究センター)
平成17年 10月 18日	県遺伝子組み換え作物のあり方検討委員会に出席	(新潟県庁)
平成17年 10月 20日	城東中学校 生徒(3年生)の見学対応:遺伝子組換えイネ栽培実験等について説明	(北陸研究センター)
平成17年 10月 28日	県(知事、農林水産部(県知事他)遺伝子組換えイネ栽培実験と状況について説明、意見交換	(新潟県庁)
平成17年 11月 9日	上越・清里の会への説明(25名) 世界の遺伝子組換え作物状況と遺伝子組換えイネ栽培実験等の説明	(上越市)
平成17年 11月 16日	組換えイネモニタリング結果の公表(記者会見) BSN,TNN,NT21,JCV,NST,NHK,新潟日報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、上越よみうり、上越タイムス	(北陸研究センター)
平成17年 11月 18日	新潟大学で講演「遺伝子組換え技術の現状と展望について」(約150名) その中で世界の遺伝子組換え作物状況と遺伝子組換えイネ栽培実験等の説明	(新潟大学)
平成17年 11月 22日	高田農業高校OB会での講演(50名):遺伝子組換えイネ栽培実験等の説明	(上越市)
平成17年 11月 24日	上越ライオンズクラブで講演(30名):遺伝子組換えイネ栽培実験等の説明	(上越市)
平成17年 11月 26日	新潟大学学生の見学:遺伝子組換え作物について	(北陸研究センター)
平成17年 11月 29日	日経バイオビジネス(日経BP社)のGM栽培実験取材対応 (日経バイオビジネス2006. 01号42・43頁に掲載)	(北陸研究センター)
平成17年 12月 1日	JAIにいがた南蒲青年部の見学対応(15名):遺伝子組換えイネ栽培実験等の説明	(北陸研究センター)
平成17年 12月 2日	稲田小学校5年生の見学対応:遺伝子組換え作物と栽培実験	(北陸研究センター)
平成17年 12月 2日	新潟大学学生の見学対応:GMO研究、遺伝子組換えイネ栽培実験等の説明と組換え作物の研究状況	(北陸研究センター)
平成17年 12月 6日	塩沢地域農村対策協議会(南魚沼市)の見学対応:世界の遺伝子組換え作物状況と遺伝子組換えイネ栽培実験等の説明	(北陸研究センター)
平成17年 12月 6日	諏訪小学校5年生の見学対応:遺伝子組換え作物と栽培実験	(北陸研究センター)
平成17年 12月 7日	佐渡市役所農林水産課 栽培実験について説明	電話問い合わせ
平成17年 12月 12日	行政研究情報交換会で隔離圃場栽培の実経緯等について説明 北陸農政局・北陸研究センターの共催	(北陸研究センター)
平成18年 1月 6日	朝日新聞取材対応:遺伝子組換えイネについて	(北陸研究センター)
(予定)		
平成18年 2月 15日	上越有線放送放送電話協会(ラジオ放送で遺伝子組換えイネについて放送)	(北陸研究センターで収録)
平成18年 2月 17日	高田ロータリークラブ(60名)	(上越市)
(未定)	県庁、市、農政局等 来年度計画説明等	
(未定)	JA新潟中央会、全農への説明等	

遺伝子組換えイネ隔離圃場栽培実験についての北陸研究センターのホームページ

<http://narc.naro.affrc.go.jp/inada/index.html>

HP掲載年月日	概 要
平成17年 4月 14日	4月29日に行う隔離圃場栽培実験の説明会を北陸研究センターホームページに掲載。
平成17年 4月 22日	北陸研究センターホームページに隔離圃場栽培実験計画書を掲載。
平成17年 5月 27日	5月31日に行う第1回田植え計画を北陸研究センターホームページに掲載
平成17年 6月 23日	6月29日に行う第2回田植え計画を北陸研究センターホームページに掲載
平成17年 7月 27日	8月1日に行う第1回稲刈りを北陸研究センターホームページに掲載
平成17年 8月 30日	「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐性イネ系統の隔離圃場栽培実験:これまでの経緯」を掲載紙4月26日から8月30日までの隔離圃場栽培実験の経過を北陸研究センターのホームページで公開
平成17年 9月 5日	9月5日に行った隔離圃場栽培実験で遺伝子組換えイネの花粉飛散防止のための袋がけの取り外しを北陸研究センターのホームページで報告
平成17年 9月 15日	9月14日に行った隔離圃場栽培実験で遺伝子組換えイネの花粉飛散防止のための小屋がけしていた不織布の取り外しを北陸研究センターのホームページで報告
平成17年 9月 16日	北陸研究センターで発行している印刷物「北陸研究センターニュース」No.13(9月発行)に遺伝子組換えイネについて、遺伝子組換えQ&A、平成17年度の遺伝子組換えイネ隔離圃場栽培実験の経緯等を特集し北陸研究センターのホームページに掲載
平成17年 9月 30日	10月3日に行う隔離圃場栽培実験で遺伝子組換えイネの刈り取りを北陸研究センターのホームページでお知らせ
平成17年 10月 7日	10月3日に行った隔離圃場栽培実験で遺伝子組換えイネの刈り取りを北陸研究センターのホームページで報告
平成17年 11月 16日	11月16日に行ったプレスリリース「遺伝子組換えイネ栽培実験における交雑に関するモニタリングの結果について」を北陸研究センターのホームページに掲載
平成18年 1月 18日	1月17日に独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構から行ったプレスリリース「遺伝子組換えイネ作付け禁止仮処分申立て訴訟に対する最高裁の決定について」、北陸研究センターのホームページから閲覧出来るよう同機構本部のホームページにリンクした。